

長崎県東京産業支援センター入居者募集要領（貸事務室）

「長崎県東京産業支援センター」では、首都圏におけるビジネス拠点となる賃貸オフィスの入居企業を下記の要領で募集します。

1. 施設の概要

- (1) 所在地 東京都新宿区四谷 1 丁目 10-2 JR 四ツ谷駅徒歩 3 分

施設の概要 ・首都圏開拓の拠点としての好立地

・ご予約により会議室 1・2・3 の利用可能

・東京都中小企業診断士協会によるバックアップ有り

長崎育ちの皆様の会
社のサポートを東京
でもいたします！

ホームページ URL : <http://www.secretariat.ne.jp/n-support/index.htm>

- (2) 毎月使用料等について

使用料	2,090 円 / 1 m ² (消費税込み)
共益費	360 円 / 1 m ² (消費税込み)
電気料	各室使用分を徴収します

(参考) 16 m²の部屋を使用した場合

使用料 : 33,440 円 共益費 : 5,760 円

計 39,200 円 + 電気代 となります。

2. 募集について

- (1) 募集室数 : 2 室

当センターHP の施設
の写真を参照下さい。

	12 m ²	14 m ²	15 m ²	16 m ²
2 階	0 室	0 室	0 室	0 室
3 階	0 室	0 室	0 室	0 室
4 階	0 室	0 室	0 室	2 室

- (2) 募集期間 : 後日告知

- (3) 応募資格 : 県内に主たる事業所を有する中小企業にあつて首都圏において当該企業の製品、サービス等の販路開拓、情報収集を行うもののうち、首都圏に事業所を有しないもの。

- (4) 入居者の決定 : 後日告知

- (5) 入居開始時期 : 後日告知

- (6) 入居期間 : 入居許可日より 2 年間とし、期間満了後 1 年毎の申請により延長が可能です。

※但し周辺地域の再開発の状況によっては、入居期間の短縮が生じる場合があります。

- (7) 提出書類 : 次の 1~5 の書類を提出して下さい。(7 の書類は審査会で承認後に提出)

1	長崎県東京産業支援センター使用許可申請書【様式第 1 号】(第 4 条関係)
2	東京産業支援センターにおける営業活動計画書【様式第 1 号別紙】
3	決算書(直近 2 期分、但し、決算 2 期未満の場合はこの限りではありません)
4	法人登記簿謄本(1 通)
5	法人税と消費税及び法人県民税に未納がないことを証明する納税証明書(各 1 通)
6	入居審査会発表用プレゼンテーション資料
7	審査会で入居が承認された場合、公有財産の「使用の許可に関する誓約書」(連帯保証人 1 名必要)の提出が必要となります。

※ 上記 1,2,7 の様式については、当センターHP よりダウンロードして下さい。

3. 入居審査会について

- (1) 書類選考の他、審査会でのプレゼンテーション・質疑応答(30 分程度)を行います。

- (2) 審査会開催日 : 後日告知

- (3) 審査会場 : 長崎県出島交流会館 9F 会議室(長崎市出島町 2-11)

4. 応募・問い合わせ先 : 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1 丁目 10-2 TEL 03-3351-6461

長崎県東京産業支援センター 指定管理者 (株)コンベンションリネージュ(担当:センター長 石黒)